

IV 2次再編に対応した適格要件見直しも その他の組織再編に関する 改正の實務ポイント

分割における支配 関係継続要件の見 直し

企業グループ内で分割が行われる場合は、分割前に分割法人と分割承継法人の間に完全支配関係または支配関係があり、分割後も当該完全支配関係または支配関係の継続が見込まれることが、適格分割の要件とされる(複数新設分割の場合は、分割法人と他の分割法人の間の完全支配関係または支配関係により判定する)。改正により、分割型分割の場合には、分割後の分割法人と分割承継法人との完全支配関係または支配関係の継続の見込みは不要とされる(法令4の3⑥・⑦)(図表17、図表18)。

法人の完全支配関係または支配関係の継続は税制適格要件として不要となるため、子法人の清算または譲渡も可能となる。子法人間での分割型分割(吸収分割)の場合や、単独新設分割により兄弟会社を設立した場合も、分割後は親法人与分割承継法人の完全支配関係または支配関係の継続見込みがあれば足り、親法人与分割法人の完全支配関係または支配関係の継続は不要となる。分社型分割の場合の完全支配関係または支配関係の継続は従前どおりである。

また支配関係の継続は不要となる(親法人の分割が分社型の場合でも同様である)。

共同事業を行うための合併、分割型の合併、分割型分割、株式交換および株式移転に係る株式継続保有要件の見直し

共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換および株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について見直しが行われた。改正前は、株主数が50人未満の場合には、交付を受けた合併法人等(合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人、株式移転完全親法人)の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等(被合併法人、分割法人、株式交

換完全子法人、株式移転完全子法人)の株式の数が発行済株式の80%以上であることとされ、株主数が50人以上の場合には交付株式について継続保有要件は設けられていなかった。改正により、株式継続保有要件について、合併等の直前に被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する株主(支配株主)が、その交付を受けた合併法人等の株式の全部を合併後も継続して保有することが見込まれていること(法令4の3④・五・⑧六・⑩五・⑭五)とされた。

当初の組織再編の後に他の組織再編が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編の適格要件の見直し

当初の組織再編の後に他の組織再編が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編の適格要件について、見直しが行われた(法令4の3)。株式交換および株式移転後における株式の保有関係について、適格合併等を行うことが見込まれている場合には、その適格合併等の直前の時点までの関係の継続を適格要件とする等の整備が行われた(法令4の3)。